

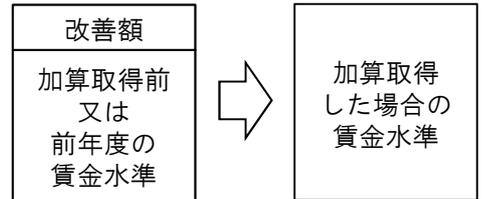


賃金改善前後の総額を報告へ
～介護職処遇改善加算の取扱いに関する事務連絡が発出される～

◆4月から介護報酬単価が引き下げられる一方で、介護従事者の確保などを図るために処遇改善加算は上乘せする方針ですが、厚労省は17日、介護事業所（以下「事業所」という。）が加算を取得した後に自治体へ報告する際のルール等を示した事務連絡を各自治体に発出しました。賃金改善額をより正確に把握するため、加算取得前後の賃金総額の提出を事業所に求めるという方針等が盛り込まれています。

現在事業所は、加算により実現した処遇改善の額だけを報告する仕組みになっていますが、加算を介護職員の給与に確実に反映させる等、より効果的かつ実効性の高い仕組みが必要といった声もありました。こうしたことを踏まえ、今後は処遇改善加算を受ける事業所により詳しい報告を求めることとなります。

また事業所が提出する処遇改善計画等の内容に変更がある場合には、これまで同様都道府県知事等へ変更の届出をすることが必要になりますが、その際、賃金の引き下げが例外的に認められる要件も示されました。赤字経営が続いているなど一定の要件を満たす場合に賃金の引き下げは認められ、労使の合意や変更の届出がないといった悪質な場合は加算の返還を求めることも示されています。（参考：厚労省HP/CBニュース）



※改善額だけでなく、加算取得前後の全体の賃金水準について提出を求める

賃金を下げざるを得ない場合の取扱い

- 赤字が続いている場合は引き下げを認めるが、経営状況が改善した場合賃金水準を引き下げ前に戻すこと。
- 引き下げに労使の合意があること。

「医療、福祉」平均賃金公表へ
～男女別では全産業平均上回る～

◆介護や保育分野で低賃金が問題となっている中、厚労省が先月発表した調査結果によると「医療、福祉」分野で働く正社員・職員の賃金が全産業平均に比べて3万100円低いことが明らかになりました。

調査は10人以上の常用労働者を雇用する民営事業所65,616のうち、回答を得られた50,098事業所の昨年6月の賃金について取りまとめられたものです。

産業は12種類に分類され、賃金が低い順に「宿泊業、飲食サービス業（約26.4万円）」、「生活関連サービス業、娯楽業（約27.9万円）」、「運輸業、郵便業（約27.9万円）」、「医療、福祉（約28.8万円）」と続いています。一方医療、福祉分野では、男性よりも賃金の低い女性の割合が多いため、男女を合計した結果では賃金が比較的低い産業となってしまうのですが、下図のとおり、性別で分けて見ると男女それぞれで全産業よりも上回っており、必ずしも低賃金とは言えない側面もあります。

また調査では産業別の平均勤続年数も示され、医療、福祉分野では、男性が8.3年、女性が7.9年（全産業：男性13.5年、女性9.3年）と、ともに全産業平均よりも短かく、特に男性については全16産業でもっとも短い結果となっています。（参考：厚労省HP/福祉新聞）

《医療、福祉で働く正社員・職員の平均賃金額》
（単位：千円）※カッコ内：対前年増加率

産業	男女計	男性	女性
全産業	317.7 (1.0%)	343.2 (0.8%)	256.6 (1.9%)
医療 福祉	287.6 (0.1%)	353.3 (▲3.4%)	260.0 (1.0%)

福祉施設一体運営へ
～地方創生に向け効率化図る～

◆厚労省は13日、昨年に設置された地方創生への対応のための検討チーム（委員長：橋本岳／厚労大臣政務官）のとりまとめを公表し、児童、高齢者、障害者などの福祉施設を一体運営する施設の建設を検討する方針が明らかになりました。

少子高齢化や出生率の低い都市部に人口が偏っている現状を改善しなければ、さらなる人口減少や地方経済が成り立たなくなるといった懸念が指摘されており同検討チームでは、人口減少の克服と地方創生を進めるための議論を進めてきました。

複数の福祉施設を一体運営する背景には、人材確保の難しさや財政難といった理由で個別に施設を開設することが困難な地域が増加していることがあり、施設をまとめることで利用者の利便性向上を図り、建設費用を抑制するねらいがあるとされています。

とりまとめでは長期的に人口が減少していくことを念頭に置きつつ、いかにモノや人を効率化させるかといった視点に立って、地方創生に必要なことを検討しています。今回のとりまとめは、自治体がつくる地方創生戦略の指針と位置づけられており、自治体はそれぞれ地域の特性に合わせて戦略を立てる必要があります。

- 保育需要のピークが平成29年と予想される中、高齢者施設への転換を前提とした保育所整備を考えるべき。
- 学童保育については、学校の空き教室だけでなく、授業で利用している教室の活用も含めて整備していくべき。

（参考：厚労省HP/日経新聞ウェブ）